

中央線変移区間の交通規制変更のお知らせ

県道高島大津線の中央線変移区間は令和6年1月23日(火)[※]から、交通規制を変更し、**中央線を固定**します。



※ 荒天の場合、変更になることがあります。

【変更後】



中央線変移区間の交通量減少により、中央線変移規制の有効性が低下したことから、中央線を固定して、分かりやすい交通規制に変更します。

『尾花川交差点』の
 北側が「北進2車線・南進1車線」
 南側が「北進1車線・南進2車線」
 となります。

【お問い合わせ】
 滋賀県警察本部
 交通規制課 管制センター
 TEL 077-522-1231(内線5555)

